

## 課税標準の特例を受ける償却資産について

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます（下表参照）。新たに特例適用資産を取得された場合は、「固定資産税（償却資産）課税標準特例該当資産申告書」に必要事項を記載のうえ、下表の添付書類等を添付して提出してください。

「固定資産税（償却資産）課税標準特例該当資産申告書」は、この案内の次頁に添付されているほか、税務課資産税係でも用意しています。

法令等の改正により、該当する資産等が頻繁に変更されていますので、ご注意ください。この表に記載されている以外の特例対象資産についてなど、詳しくは税務課資産税係までお問い合わせください。

【参考】課税標準の特例の対象となる償却資産の例（一部抜粋）

根拠規定		特例対象資産	特例割合	課税標準特例該当資産申告書以外の添付書類
条	項号			
法第三四九条の三	第3項	農業協同組合、中小企業等協同組合が取得した共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるもの	最初の3年間 1/2	政府の補助金・交付金・貸付等の申請書(写)、それらを受けたことがわかる書類等
	第27項 ～第29項	家庭的保育事業、または居宅訪問型保育事業、または事業所内保育事業の認可を得たものが直接当該事業の用に供する償却資産	1/2 ※	特例の対象となる資産がそれぞれの事業の用に供されていることが確認できる書類
法附則第十五条	第32項	企業主導型保育事業費の運営費に係る補助を受けたものが特定事業所内保育施設の用に供する償却資産	最初の5年間 1/2 ※	特例の対象となる資産がその事業の用に供されていることが確認できる書類
	第2項第1号	水質汚濁防止法による特定施設等の汚水または廃液の処理施設 (R4年4月1日以後取得分は、暫定排水基準が適用される事業者が取得した処理施設)	1/2 ※	特定施設設置(使用、変更)届出書の写し
	第2項第5号	下水道法による公共下水道の利用者が設置した除害施設	4/5 ※	除害施設完成届出書の写し
	第25項	特定太陽光発電設備(固定価格買取制度の認定を受けておらず再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した発電設備が対象) (R2.4.1～R6.3.31取得分)	最初の3年間 1000Kw未満 2/3 1000Kw以上 3/4 ※	・再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けたことが分かる書類の写し ・設備設置価格がわかる書類 ・設置図(パネル配置図など、設置箇所、設置状況がわかるもの)
太陽光以外の再生可能エネルギーに関する特例については個別にお問い合わせください				

注)「法」…地方税法 ※…中津川市税条例により規定(わがまち特例)

(次頁へ続く)

根拠規定 条項号	特例対象資産	特例割合	課税標準特例該当資産申告書以外の 添付書類
法附則第15条 第45項	<p>中小事業者等が取得した中小企業等経営強化法に基づく先端設備等</p> <p>【取得時期】 R5年4月1日～R7年3月31日取得分</p> <p>【対象者】(注1) 資本金1億円以下の法人、従業員数1000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けたもの(大企業の子会社を除く)</p> <p>【対象設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産、販売活動等の用に直接供されるもの</li> <li>・中古資産ではないもの</li> <li>・先端設備等導入計画に記載されているもの</li> <li>・先端設備等導入計画の認定後に取得したもの</li> <li>・導入により労働生産性が3%以上向上することが見込めるもの</li> <li>・導入により年平均の投資利益率が5%以上となることが見込めるもの</li> </ul> <p>■機械装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1台(基)の取得価額が160万円以上であること</li> </ul> <p>■工具</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1台(基)の取得価額が30万円以上であること</li> </ul> <p>■器具備品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1台(基)の取得価額が30万円以上であること</li> </ul> <p>■建物付属設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1つの取得価額が60万円以上であること</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・償却資産として課税されるもの</li> </ul> <p>* 事業用家屋、構築物は対象外</p>	<p>最初の3年間 1/2</p> <hr/> <p>◎従業員に対する賃上げ方針 を計画内に位置づけた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R6月31日までの取得分 最初の5年間 1/3</li> <li>・R7月31日までの取得分 最初の4年間 1/3</li> </ul>	<p>【本人が申請の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先端設備等導入計画に係る認定申請書及び認定書の写し</li> <li>・認定経営革新等支援機関による事前確認書の写し</li> <li>・認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書の写し</li> <li>・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し(該当者のみ)</li> </ul> <p>【リース会社が申請の場合】 本人申請の場合の書類と併せて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース契約書の写し</li> <li>・固定資産税軽減計算書の写し</li> </ul>
旧法附則第64条	<p>中小事業者等が取得した中小企業等経営強化法に基づく先端設備等</p> <p>【取得時期】 H30年6月6日～R5年3月31日取得分 * 事業用家屋、構築物はR2年4月30日～R5年3月31日取得分</p> <p>【対象者】(注1) 資本金1億円以下の法人、従業員数1000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けたもの(大企業の子会社を除く)</p> <p>【対象設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産、販売活動等の用に直接供されるもの</li> <li>・中古資産ではないもの</li> <li>・先端設備等導入計画に記載されているもの</li> <li>・先端設備等導入計画の認定後に取得したもの</li> <li>・旧モデル比で生産性が年1%以上向上するもの(事業用家屋は除く)</li> </ul> <p>■機械装置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 販売開始から10年以内のもの</li> <li>2. 1台(基)の取得価額が160万円以上であること</li> </ol> <p>■工具</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 販売開始から5年以内のもの</li> <li>2. 1台(基)の取得価額が30万円以上であること</li> <li>3. 測定工具又は検査工具に該当するもの</li> </ol> <p>■器具備品</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 販売開始から6年以内のもの</li> <li>2. 1台(基)の取得価額が30万円以上であること</li> </ol> <p>■建物付属設備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 販売開始から14年以内のもの</li> <li>2. 1つの取得価額が60万円以上であること</li> <li>3. 償却資産として課税されるもの</li> </ol> <p>■構築物</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 販売開始から14年以内のもの</li> <li>2. 取得価額が120万円以上であること</li> </ol> <p>■事業用家屋</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取得価額が120万円以上のもの</li> <li>2. 設置される先端設備の取得価額が300万円以上であること</li> </ol>	<p>最初の3年間 ゼロ(零) ※</p>	<p>【本人が申請の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先端設備等導入計画に係る認定申請書及び認定書の写し</li> <li>・工業会証明書の写し</li> </ul> <p>【リース会社が申請の場合】 本人申請の場合の書類と併せて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース契約書の写し</li> <li>・固定資産税軽減計算書の写し</li> </ul>
<p>(注1) 先端設備等導入計画の認定を受けられる中小企業基盤強化法上の「中小企業等」とは、規模要件が異なります。 ○先端設備等導入制度の詳細については、中小企業庁のホームページにてご確認ください。 【経営サポート「先端設備等導入制度による支援」】 ○先端設備等導入計画の認定については 中津川市役所 工業振興課 までお問い合わせください。</p>			